

人1第171号
48. 1. 17
一部改正 防人計第354号
19. 1. 9

陸上幕僚長
海上幕僚長 殿
航空幕僚長

人事教育局長

幹部自衛官名簿における兼任自衛官の取扱いについて（通知）

標記について、下記のとおり定められたので、昭和48年1月1日現在で作成する幹部自衛官名簿から適用されたい。

記

- 1 本務が防衛省以外の府省等にあつて自衛官を兼任させられている自衛官（以下「兼任自衛官」という。）は、幹部自衛官名簿に登載しない。
ただし、幹部自衛官名簿の末尾に収録することはさしつかえない。
- 2 兼任自衛官が兼任を解除されて自衛官に任用される場合の幹部自衛官名簿の登載序列はそのつど個別に決定する。